

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示		ページ
○県統計調査の実施	(統計課)	
	(9・15揭示)	1
○保安林の指定予定に係る通知の揭示 (2件)	(治山林道課)	1
○道路の区域変更(2件)	(道路課)	2
○平成24年度から平成26年度までに県が 発注する物品の購入又はサービスの契 約に係る一般競争入札又は指名競争入 札の参加者の資格等	(総務事務セ ンター)	2
公 告		
○特定非営利活動法人の定款変更認証の 申請	(県民生活・ 男女共同参 画課)	
	(9・13揭示)	3
○高知県立交通安全子どもセンターの指 定管理者の募集	()	3
○こうち男女共同参画センターの指定管 理者の募集	()	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4

告 示

高知県告示第613号の2

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。
平成23年9月15日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
高知県患者動態調査
- 調査の目的
県内の全医療機関(歯科を除く。)を対象として、特定の1日における入院・外来別の全患者に関する調査を実施し、本県における地域の疾病特性、年齢別、男女別及び住所別の受診率、患者流入流出状況等県下の患者の実態を把握することによ

り、高知県保健医療計画の作成のための基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

- 地域
高知県全域
- 単位
医療機関
- 属性
医療機関の受診者及び入院患者

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

- 報告を求める事項
ア 外来
(ア) 患者の居住市町村、性別及び年齢
(イ) 医療機関の種別及び所在市町村
(ウ) 外来の種別、受診診療科目、受診の状況及び傷病名
(エ) 紹介医の有無並びに紹介元医療機関の種別及び所在市町村
イ 入院
(ア) 患者の居住市町村、性別及び年齢
(イ) 医療機関の種別、所在市町村及び病床種別
(ウ) 受診診療科目、受診の状況及び主病名
(エ) 紹介医の有無並びに紹介元医療機関の種別及び所在市町村
(オ) 退院の予定等

(2) その基準となる期日

平成23年9月16日

5 報告を求める者

- 数
627医療機関
- 選定方法
全数

6 報告を求めるために用いる方法

- 調査組織
県が民間事業者を經由して報告を求める。
- 調査方法
郵送調査

7 報告を求める期間

平成23年9月17日から同年10月28日まで

高知県告示第621号

平成23年9月高知県告示第562号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容を高知市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年9月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 登記簿記載の住所
土佐郡鏡村敷ノ山
イ 氏名
伊藤 楠次
- (2)ア 登記簿記載の住所
土佐郡鏡村敷ノ山
イ 氏名
山崎 昇
- (3)ア 登記簿記載の住所
土佐郡鏡村敷ノ山
イ 氏名
山本 寿樹
- (4)ア 登記簿記載の住所
高知市神田1900番地
イ 氏名
山崎 芳衛

2 保安林に指定する予定の通知の要旨

- (1) 保安林予定森林の所在場所
高知市鏡敷ノ山字中ウ子ノ上エ690の3、693、字中ウ子ノ下タ694、696
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第622号

平成23年9月高知県告示第567号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容を安芸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年9月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

- (1) 登記簿記載の住所
安芸市西浜1457番地
- (2) 氏名
杉村 利秋

2 保安林に指定する予定の通知の要旨

- (1) 保安林予定森林の所在場所
安芸市伊尾木字古城4022の5から4022の7まで
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第623号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成23年9月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成23年9月26日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道
 2 路線名 321号
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市宿毛字樋ノ表 1319番1から 宿毛市宿毛字樋ノ表 1313番9まで	前	8.1 9.5	65
	後	10.3 11.7	65

高知県告示第624号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成23年9月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成23年9月26日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道
 2 路線名 439号
 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町西川字 セキノウエ1222番1 から 長岡郡大豊町大平字 コ井ノヲ98番2まで	前	10.0 132.9	160
	後	10.0 132.9	160

高知県告示第625号
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に県が発注する物品の購入（製造を含む。）又はサービス（清掃、警備及び設備保守管理を除く。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定める。
 平成23年9月26日
 高知県知事 尾崎 正直

第1 競争入札に参加する者に必要な資格
 競争入札に参加することができる者（以下「有資格者」という。）は、平成23年11月1日（以下「審査基準日」という。）において2の(2)から(9)までのいずれにも該当しない者で、1に定める資格審査事項により審査し、競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定したものとする。

1 資格審査事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 審査基準日の前日における営業年数
 (2) 審査基準日の前日における事業に従事する者の数
 (3) 審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額（法人にあっては純資産の額を、個人にあっては次年繰越しの純資本金の額をいう。）
 (4) 審査基準日の直前1年以上の期間事業を継続している者（個人にあっては、直前1年の事業年度における販売高又は製造の実績高）

2 次のいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。

(1) 1に定める資格審査事項により審査した結果、参加資格を得られなかった者
 (2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者又は破産者で復権を得ないもの
 (3) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
 (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 (5) 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
 (6) 審査基準日の前日までに納期限が到来した都道府県税を滞納している者。ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。
 (7) 消費税及び地方消費税を滞納している者。ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。
 (8) 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者（個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者、県内の

市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者）に個人住民税を特別徴収するべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者、県内の市町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者（個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき（個人住民税を特別徴収するべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者）

(9) 高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者として知事が別に定める者

第2 資格審査の申請の時期、方法等

1 競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、知事が別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を平成23年11月21日（月）から同年12月20日（火）までの間に知事に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、別の書類をもってこれに代えることができる。

(1) 営業概要書（知事が別に定める様式による。）
 (2) 登記事項証明書（個人にあっては、営業証明書又は営業確認書）
 (3) 身分証明書（個人の場合のみ。本籍がある市町村長が証明したもの）
 (4) 印鑑証明書
 (5) 都道府県税に係る納税証明書（審査基準日の前日までに納期限が到来した都道府県税について滞納がないことが分かる証明書）
 (6) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（消費税及び地方消費税について滞納がないことが分かる証明書）
 (7) 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（知事が別に定める様式による。）
 (8) 財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては貸借対照表及び損益計算書で、審査基準日の直前1事業年度分のもの）
 (9) 暴力団排除に関する誓約書及び役員等名簿（知事が別に定める様式による。）
 (10) 営業許可証又は認可証の写し（医療機器、医薬材料、運送、廃棄物処理等で、国又は地方公共団体の許認可が必

要な業種の場合のみ)

(11) 印刷に関する保有設備等申告書（知事が別に定める様式による。）

(12) (1)から(11)までに掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類

第3 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、知事が別に定める様式による競争入札参加資格決定通知書又は競争入札参加資格審査結果通知書により当該申請者に通知する。

第4 申請書の記載事項の変更届

申請書を提出した後に次に掲げる事項に変更があったときは、知事が別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を直ちに知事に提出しなければならない。

- 1 商号若しくは名称又は住所
- 2 代表者等の職名又は氏名
- 3 電話番号又はファクシミリ番号
- 4 実印又は使用印鑑

第5 資格の有効期間

競争入札の参加資格の有効期間は、平成24年4月1日（競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定する日が同月2日以降になるときにあっては、当該決定する日）から平成27年3月31日までとする。

第6 有資格者の追加登録

有資格者の競争入札参加資格者登録名簿への追加登録（以下「追加登録」という。）は、平成24年4月2日（月）から随時行うものとする。ただし、追加登録の日は、知事が特に認める場合を除き、資格審査の申請があった月の翌々月の初日とする。

また、追加登録において審査基準日に相当する日は、資格審査の申請があった月の前月の初日とする。

第7 資格の取消し

知事は、有資格者が次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- 1 審査基準日以後に第1の2の(2)から(5)まで及び(9)のいずれかに該当することとなったとき。
- 2 申請書又は添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

第8 指名停止等

知事は、有資格者について、業務に関し不誠実、法令違反等の行為があったとき又は経営不振等のときは、知事が別に定める基準により指名停止又は指名不選定とすることがある。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の

規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年9月13日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年9月13日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成23 年9月 13日	特定非 営利活 動法人 とさは ちきん ねっと	遠山 茂 樹	高知市 棧橋通 五丁目 1番56 号 ミ ナポー ト2階	この法人は、地域住民 に対して、ITを活用 した地域活性化事業の 推進、地域振興政策の 企画・立案、人材育 成、コミュニティ運営 に関する事業等を行 い、もって公益の増進 に寄与することを目的 とする。

~~~~~  
高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例（昭和45年高知県条例第1号）第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成23年9月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
  - (1) 施設の名称  
高知県立交通安全こどもセンター（以下「交通安全こどもセンター」という。）
  - (2) 施設の所在地  
高知市比島四丁目8番地
  - (3) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) 交通安全こどもセンターの許可施設等の利用の許可に関する業務
  - (2) 交通安全こどもセンターの許可施設等の利用料金の徴収

に関する業務

- (3) 交通安全こどもセンターの施設等の維持管理に関する業務
- (4) 交通安全指導の実施に関する業務
- (5) 交通安全こどもセンターの設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

3 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に事業所又は営業所を有し、3の指定期間中、交通安全こどもセンターの利用において、県民の平等利用を確保し、住民サービスを向上させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図って効率的に交通安全こどもセンターの管理運営ができる法人その他の団体とする。

5 指定の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。
  - ア 2の業務に関する事業計画書
  - イ 2の業務に関する収支予算書
  - ウ 2の業務に関する管理代行料提案書
  - エ 定款、規約その他これらに類する書類
  - オ 法人にあっては当該法人の登記簿事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票（本籍地の記載は、不要とする。）の写し（いずれの書類も提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）
  - カ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
  - キ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書
  - ク 設立趣旨書、事業内容を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの
- (2) 募集期間は、平成23年9月26日（月）から同年10月25日（火）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成23年10月25日午後5時15分までに必着すること。
- (3) (1)の提出書類の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (4) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等について

は、募集要項を参照すること。  
 なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。  
 また、募集要項は、高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/>）からも入手することができる。

(5) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他  
 県は、指定管理者と交通安全こどもセンターの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 指定管理者指定申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先  
 郵便番号780-8570  
 高知市丸ノ内一丁目2-20  
 高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課  
 電話番号088-823-9319 ファクシミリ番号088-823-9879

~~~~~

こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成10年高知県条例第44号。以下「条例」という。）第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。
 平成23年9月26日
 高知県知事 尾崎 正直

1 指定管理者が業務を行う施設の概要
 (1) 施設の名称
 こうち男女共同参画センター（以下「センター」という。）
 (2) 施設の所在地
 高知市旭町三丁目115番地
 (3) 施設の概要
 募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務
 (1) 条例第2条各号に掲げる男女共同参画の推進に関する業務
 (2) センターの許可施設の利用の許可に関する業務
 (3) センターの許可施設の利用料金の徴収に関する業務
 (4) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

3 指定期間
 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に事業所又は営業所を有し、3の指定期間中、センターの利用において、県民の平等利用を確保し、その業務に係る経費の縮減を図り、安全かつ円滑にセンターの管理運営をすることができる法人その他の団体とする。

5 指定の手続
 (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。
 ア 2の業務に関する事業計画書
 イ 2の業務に関する収支予算書
 ウ 定款、規約その他これらに類する書類
 エ 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票（本籍地の記載は、不要とする。）の写し（いずれの書類も提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）
 オ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
 カ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書
 キ 役員の名簿及び略歴を記載した書類
 ク 設立趣旨書、事業内容を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの

(2) 募集期間は、平成23年9月26日（月）から同年10月25日（火）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成23年10月25日午後5時15分までに必着すること。

(3) 現地説明会を平成23年9月28日（水）午後1時30分から開催するので、参加を希望するものは、7に事前に申し込むこと。

(4) (1)の提出書類の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(5) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。
 なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。
 また、募集要項は、高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/>）からも入手することができる。

(6) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他
 県は、指定管理者とセンターの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 指定管理者指定申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先
 郵便番号780-8570
 高知市丸ノ内一丁目2-20
 高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課
 電話番号088-823-9651 ファクシミリ番号088-823-9879
 電子メールアドレス141601@ken.pref.kochi.lg.jp

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
 平成23年9月26日  
 高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                     | 開発区域に含まれる地域の名称          | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                              |
|--------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------|
| 平成23年2月2日<br>22高東土第2732号 | 香南市野市町母代寺<br>字ヤフ135番1ほか | 香南市野市町母代寺220番地<br>株式会社起正不動産<br>代表取締役<br>山崎 彩子 |